

大妻女子大学育英奨学金給与規程

平成4年5月27日 制定

(目的)

第1条 この規程は、大妻学院育英奨学基金に基づき、大妻女子大学、大妻女子大学短期大学部及び大妻女子大学大学院（以下「本学」という。）の学生に対する奨学金の給与について定めることを目的とする。

(奨学金の月額)

第2条 奨学金の月額は、次表のとおりとする。

大学院学生	区分	修士課程在学者	博士課程在学者
	自宅通学	20,000 円	30,000 円
	自宅外通学	30,000 円	50,000 円

学部学生・短期大学部学生	20,000 円
--------------	----------

(採用)

第3条 奨学金を給与される学生は、学業・人物ともに優れ、かつ学費の支弁が困難な者とし、毎年度公募される奨学金の受給希望者の中から第4条の奨学生選考委員会が選考した者につき、学長がその採用を決定する。なお、学長は奨学生が決定したときは、理事長及び本人に通知する。

2 奨学生選考においては、独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金の家計基準を準用する。

3 学校法人大妻学院特別育英奨学金、大学等における修学の支援に関する法律に基づく給付型奨学金並びに入学金及び授業料減免との併用は認めない。

4 外国人留学生は除く。

(委員会)

第4条 奨学金の選考及び奨学金に関する諸事項を審議するため、次の各号の委員をもって構成する奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(1) 副学長1名

(2) 大学院学生については研究科長、学部学生及び短期大学部生については各学部長及び短期大学部長

(3) 事務局長及び学生支援センター部長

2 委員長は副学長をもって充てる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

4 委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。

(募集)

第5条 大学は、毎年前期に、募集人数を明示し学内に掲示することで奨学生を募集する。ただし、採用人数が募集人数を下回った場合に限り、学年途中においても随時募集できる。

2 前項本文の場合は、学業・人物ともに優れ、かつ学費の支弁が困難であることに加え、

学部及び短期大学部については、学生が入学後に家計支持者が①死亡または②長期療養となったことで学費の支弁が困難となった者のみを募集することとする。

3 前々項ただし書の場合は、学業・人物ともに優れ、かつ学費の支弁が困難である者を募集する。

4 学生支援センター学生支援グループは、募集にあたり、出願や選考に関する適宜の条件を付すことができる。

(出願)

第6条 奨学金の給与を希望する者は、次の書類を学生支援センター学生支援グループ、又は多摩事務部学生・就職支援グループに提出しなければならない。

(1) 願書

(2) 大学院学生については指導教員の推薦書、学部学生及び短期大学部学生についてはクラス指導主任の推薦書

(3) 学業成績証明書

(4) 所得証明書

(5) その他大学が特に提出を求めるもの

(支給手続)

第7条 奨学生に採用された者は、所定の誓約書のほか大学が提出を求めるものを学生支援センター学生支援グループ、又は多摩事務部学生・就職支援グループに提出しなければならない。

(期間)

第8条 奨学生に採用された者は、当該年度の奨学金の給与を受けることができる。

(支給方法)

第9条 奨学金は、毎月又は数ヵ月分を合わせて本人に支給する。

(支給の停止・取消)

第10条 奨学生が休学若しくは退学し、又は受給条件の著しい変化その他の理由で委員会が必要と認めたときは、学長はその給与を停止し、又はその採用を取り消すことができる。

2 大学等における修学の支援に関する法律に基づく給付型奨学金並びに入学金及び授業料減免に適用となった場合は、支給を停止する。

(返還)

第11条 奨学生が前条の規定により採用を取り消された場合には、学長は本人又はその連帯保証人に対し、すでに給与した奨学金の一部又は全部を一定期間内に返還させることができる。

(報告書等)

第12条 奨学生は、毎年度末、生活状況報告書を学長あてに提出しなければならない。

(関係会議)

第13条 第3条の規定により採用を決定された奨学生について、大学院奨学生にあつては代議員会に、学部奨学生及び短期大学部奨学生にあつては各教授会に報告されるものとする。

(庶務)

第 14 条 この奨学金の給与に関する庶務は、学生支援センター学生支援グループ、多摩事務部学生・就職支援グループにおいて行う。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、育英奨学基金委員会がこれを定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成 4 年 5 月 27 日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

2 昭和 63 年 7 月 22 日施行の大妻女子大学育英奨学金給与規程は、廃止する。

(学部奨学生及び短期大学部奨学生の募集に関する申し合わせ事項)

1 奨学生の応募者は、当分の間、学生の入学後家計支持者の死亡又は長期療養等により、学費の支弁が困難になった者に限るものとする。

2 奨学生の募集に当たっては、あらかじめ学部学生及び短期大学部学生の総数の比率により、それぞれの奨学生の採用人数を定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 3 日から施行し、4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 17 年 1 月 11 日から施行し、平成 16 年 12 月 1 日から適用する。ただし、第 4 条第 3 号の規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 22 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 30 年 7 月 2 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用とする。

2 (学部奨学生及び短期大学部奨学生の募集に関する申し合わせ事項)は、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止とする。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月 17 日常任理事会「学校法人大妻学院事務組織規程」の改正による）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日に施行する。